



紫陽花

田中和子 事務所だより

税理士
行政書士

田中和子

〒003-0024
札幌市白石区本郷通
11丁目南1-10
TEL 011(864)2648
FAX 011(864)4854

6月

(水無月) JUNE

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	
水	4	18	
木	5	19	
金	6	20	
土	7	21	
日	8	22	
月	9	23	
火	10	24	
水	11	25	
木	12	26	
金	13	27	
土	14	28	

6月の税務と労務

- | | |
|--|---|
| 国 税 / 5月分源泉所得税の納付
6月10日 | 地方税 / 個人の道府県民税・都民税
及び市町村民税・特別区民
税の納付(第1期分)
市区町村の条例で定める日 |
| 国 税 / 所得税の予定納税額の通知
6月15日 | 労 務 / 健康保険・厚生年金保険被
保険者賞与支払届
支払後5日以内 |
| 国 税 / 4月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)6月30日 | 労 務 / 児童手当現況届(市区町村
役場から通知が届いた場合)
6月30日 |
| 国 税 / 10月決算法人の中間申告
6月30日 | |
| 国 税 / 7月、10月、1月決算法人
の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 6月30日 | |

ワンポイント スマート変更登記

令和8年4月1日以降は、不動産所有者の氏名・住所の変更日から2年以内の変更登記が義務化されるとともに、所有者に代わり法務局が職権で変更登記を行う「スマート変更登記」が開始します。これに先立ち、個人がスマート変更登記を利用するための事前手続が、今年4月21日から始まっています。

福利厚生費などの 給与・賞与認定 ～要注意ポイント～

会社が会計帳簿上、福利厚生費や外注費として費用計上し、損金算入していた支払について、税務調査で損金となるための要件を満たしていないと指摘され、これらの支出を「役員報酬」や「従業員給与」と認定されることとなります。

このような場合、会社側では、①法人税・消費税等の追加納付、②従業員等に対する給与の源泉所得税の追加納付、③加算税・延滞税など附帯税の納付、

などの負担が生じます。一方、従業員等の側では、①会社が追加納付した源泉所得税の支払、②住民税の追加納付、などの負担が生じます。

税務調査における給与認定課税は、会社にとって大きなリスクの一つです。今回は、損金計上した費用を、税務調査で給与・賞与と認定されないための要注意ポイントをみていきます。

1 福利厚生費

福利厚生費は、会社が従業員に支給する給与とは別に付与する経済的利益のことです。健康保険料や厚生年金保険料など法定福利の費用なら「法定福利費」、法定外の費用なら「福利厚生費」という費目で処理します。

福利厚生の実施は働きやすい職場環境の整備につながるため、新規雇用や離職防止に有効であり、また、福利厚生費は消費税の課税仕入れに該当することから、税負担の軽減につながるメリットもあります。従業員側でも、給与で支給される場合に比べ、所得税等の負担がないといった利点があります。

① 要注意ポイント

法定福利費以外の費用が福利厚生費として認められるためには、次のような要件を満たす必要があります。

● 役員を含む全従業員を対象にすること

● 支出した金額が社会通念上、妥当な金額であること

会社が福利厚生として従業員に付与する経済的利益には様々なものがありますが、前記の要件に照らして福利厚生費計上の適否を判断します。【表1参照】

② 要注意ポイント

要件のうち、特にポイントとなるのは、「全従業員」を対象にすることです。付与の対象が役員のみ、あるいは特定部署、特定従業員のみを対象にしたものは福利厚生費計上の要件を満たしているとはいえず、税務調査で給与と認定される可能性があります。

したがって、福利厚生規程を定めて付与対象者や付与金額を明らかにするなど、特定個人へのお手盛り〆の支給ではないことを明らかにする環境整備が重要です。

【表1】福利厚生費計上のチェックポイント

費用の例示	チェックポイント
社員旅行費用	①旅行参加人数が全従業員数の50%以上か、②旅行期間が4泊5日以内か（※旅行費用の会社負担割合は旅行の内容を総合的に勘案して判断）
社員への食事提供費用	①食事提供を受ける従業員が食事価額の50%以上負担しているか、②会社の負担額は食事提供者1人につき1か月当たり3,500円以下か、③食事の現物を提供しているか
慶弔費	①慶弔費支給規程により支給対象や支給金額が定められているか、②同支給規程が全ての役員・従業員に周知されているか
親睦行事費	①社内行事として社会通念上認められるものか、②従業員の交流を目的としたものか、③飲食代の負担ではなく現金支給していないか

(注) いずれも全従業員を対象に支出することが前提です。

2 交際費等

交際費等とは、交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用をいいます。

福利厚生費との大きな違いは、取引先など会社以外の第三者が支出対象に含まれているかどうかです。

現在、資本金1億円以下の会社は年間800万円までは支出した交際費全額を損金算入することができま。また、会社の役員・従業員やその親族のために支出する飲食費(社内飲食費)を除き、1人当たり1万円以下の飲食費は交際費等から除かれています。

注意ポイント①

支出した金額のうち、損金算入が認められるのは会社の事業に関係ある支出に限られ、代表者や役員の個人的支出に充てられたと認められるものは給与(賞与)と認定される可能性があります。【表2参照】

注意ポイント②

接待飲食費については、飲食費であることを明らかにするために、飲食した年月日、参加者の氏名・名称とその関係、参加人数、飲食店名が記載された領収書などの書類を保存する必要があります。

【表2】代表者や役員への個人的支出と認定される可能性がある費用

	内容
1	従業員が代表者の家族・親族しかいない会社で行った慰安旅行の費用
2	代表者の親族である従業員の資格取得のための費用
3	代表者の自宅に設置した電化製品や家具などの購入費用
4	事業に関わりのない友人らとの飲食費用やゴルフのプレー代
5	社長への渡切りの交際費

3 外注費

外注費とは、自社の業務を他の事業者者に委託した際に発生する費用をいいます。運送業や建設業など外部事業者に業務を委託(外注)することが多い業種では、外注先に支払った費用を給与と認定された場合、多額の源泉所得税を追徴課税されたり、消費税の課税仕入れを否認されるなど、重大なトラブルが発生する可能性があります。

注意ポイント

出来高払いの給与と請負による報酬の区分は、雇用関係に基づく支払であるか否かで判定しますが、その区分が明らかでない場合は【表3】に記載の事項を総合勘案して判断します。

4 まとめ

給与と認定課税を避けるためには、費用ごとに損金計上の要件を常に意識することが大切です。特に、代表者や役員など特定個人の私的費用の扱いは、税金トラブルの要注意ポイントです。会社としてのコスト削減につながる心がけが重要です。

【表3】外注費・給与の判断基準

	基準
1	その契約の内容が他人の代替を認めているかどうか
2	仕事の遂行に当たり、個々の作業について指揮監督をしているかどうか
3	納品前の完成品が不可抗力のため減失するなどした場合において、その人に報酬を支払うことにしているかどうか
4	委託者が材料を提供しているかどうか
5	委託者が作業用具を供与しているかどうか
6	社会保険の加入や厚生施設の利用等について、一般の従業員と同様に取り扱っているかどうか

税金クイズ

税金には、使用目的を明確に決められたものがあります。その一つで、日本国有鉄道の債務を返済するために創設された税は、次のどれでしょうか？

- ① 非常特別税
- ② たばこ特別税
- ③ 物品特別税

【解説】

日本国有鉄道（国鉄）は、かつて日本各地の鉄道路線を運営していた公社でしたが、車社会の到来や不採算路線の増加によって大きな赤字を抱えていました。結果として昭和62年に国鉄は分割民営化され、現在のJR各社に路線が継承されています。

この国鉄が残した37.1兆円という莫大な債務はJR各社と国鉄清算事業団、新幹線保有機構に継承されましたが、国鉄清算

事業団は平成10年に解散しました。これにより24兆98億円の債務が国に継承され、国が返済することになりました。この返済に充てるための財源として同年にたばこ特別税が創設されました。国鉄が残した債務残高は、令和3年度末時点でまだ15兆5,678億円残っているようです。

ところで、たばこについては国及び地方においてたばこ税等を課していますが、その税収は、国税と地方税のそれぞれにおいて年間1兆円（合計2兆円）程度であり、国と地方の貴重な財源の1つとなっています。税率は段階的に引き上げられ、現在の代表的な紙巻たばこ1箱（20本入り580円）当たりのたばこ税等の税額と消費税額は、たばこ税が288.48円、たばこ特別税が16.4円、消費税が52.73円、合計357.61円で、負担割合は61.7%となっています。加熱式たばこについても紙巻たばこと同等の税負担となるよう調整されています。

——— 正解は、②たばこ特別税でした。
（出典：税務大学校・財務省資料）

KEY WORD 償却資産

毎年4月から6月に、各市区町村から償却資産に係る固定資産税の納税通知書が届く事業者の方も多いと思います。この償却資産とは何か、詳しくみていきます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供する資産で、例えば、店舗の内装・内部造作等の建物附属設備、工場の機械、パソコン・エアコン等の器具備品等のことです。車両は大型特殊自動車のみが課税対象で、普通自動車、フォークリフト（小型特殊自動車）等は課税対象外です。ソフトウェア等の無形固定資産も対象になりません。毎年1月末までに申告します。税額は課税標準額（評価額のこと）で取得価額ではありません。の1.4%です。課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。納期は年4回です。

店舗を建築したときの 上棟式費用は雑費？

上棟式に際して、以前は屋根から餅まきが行われ、近隣の住民が餅を拾いに集まる光景がよく見られました。時代の流れで簡略化されてきましたが、儀式は受け継がれており、工事の安全と商売の繁栄を祈願します。ところで、この費用は雑費でよいでしょうか。

上棟式は、柱や梁（はり）と

いった骨組みができ、屋根がかかった段階で行われます。この催事に係る費用は、建物の取得のために要した費用と考えられ、建物の取得価額に含めることとなります。

一方、落成式（竣工式）については、その建物の完成後に行う式典ですので、事後的な費用として取得価額に含めず、費用計上することができません。操業が開始されたことに伴い支出する記念費用なども同様です。